

## 平成29年度 文教委員会資料③

### 【所管事務の調査（報告）】

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律に基づく「公の施設」利用許可に関するガイドライン（案）について

#### 資料

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律に基づく「公の施設」利用許可に関するガイドライン（案）について

#### 参考資料

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律

市 民 文 化 局

（平成29年4月28日）

## 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律に基づく「公の施設」利用許可に関するガイドライン(案)について

### 1. 経過

- 平成27年11月8日 } 川崎区内で集会・デモ  
 平成28年1月31日 }  
 平成28年5月24日 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（以下「ヘイトスピーチ解消法」という。）が可決成立（施行日は6月3日）
- 5月30日 公園内行為許可申請に対し全国初の不許可処分  
 6月2日 横浜地方裁判所川崎支部がデモ禁止の仮処分  
 6月5日 中原平和公園前でデモ（主催者側が中止）
- 7月13日 市長が市人権施策推進協議会に対し「ヘイトスピーチ対策に関すること」につき優先審議を依頼  
 12月27日 同協議会から市長に対し報告書『ヘイトスピーチ対策に関する提言』が提出
- 平成29年1月19日 市議会文教委員会に対し所管事務報告  
 ※ 市議会に対しては今後丁寧に報告・説明

### 2. 考え方

- (1) 憲法及び法令を尊重遵守しなければならない。表現の自由等の人権についてその安易な規制は避けなければならない。
- (2) 川崎市人権施策推進基本計画（平成19年2月策定、平成27年3月改定）において、その基本理念の一つとして「あらゆる差別の撤廃と人権侵害の防止」を掲げている。
- (3) 協議会提言（平成28年12月27日）
  - a. 「各施設の既存の条例の解釈を明確化すべく、**早急に**、公的施設の利用に関するガイドラインを策定する必要がある。」
  - b. 「不当な差別的言動が行われるおそれが客観的な事実を照らして具体的に認められる場合については、**不許可**とすべきである。」
  - c. 「恣意的な判断を避けるため、**第三者が関与**するしくみが**必要不可欠**である。」
  - d. 「策定・運用にあたっては、**憲法との適合性**を損なうことがないよう、慎重に対応することが求められる。」
- (4) 憲法適合性という観点から、最高裁判例（泉佐野市民会館事件・平成7年3月7日第三小法廷判決等）を踏まえる必要がある。

### 3. ガイドライン案の骨子

※位置づけ＝各審査基準の補完→パブリックコメント手続

- |  |  |
|--|--|
| <p>(1) 目的 現行の各施設の設置・管理条例に定める許可条項等に関する解釈指針を明確にし、各審査基準を補完すること。</p> <p>(2) 経緯 市人権施策推進協議会からの提言</p> <p>(3) 対象 地方自治法第244条に定める「公の施設」（含；指定管理者制度導入施設）</p> <p>(4) 定義 「不当な差別的言動」とはヘイトスピーチ解消法第2条に定める言動を言う。</p> <p>(5) 基本指針 不当な差別的言動が行われるおそれが客観的な事実を照らして具体的に認められると判断される場合に、例外として利用制限。</p> | <p>(6) 利用制限の種類 「警告」「条件付き許可」「不許可」・「許可の取消し」「不許可」・「許可の取消し」には最高裁判例を踏まえた要件を追加。</p> <p>(7) 第三者機関 人権施策推進協議会の下に「部会」として新設を予定。意見聴取するのは「不許可」・「許可の取消し」の場合に限る。</p> <p>(8) 具体的な適用 ①都市公園の場合 ②市民館の場合 ③それ以外の場合</p> <p>(9) 具体的な流れ ①申請書によるケース ②ふれあいネットによるケース</p> <p>(10) 資料編 ヘイトスピーチ解消法、附帯決議等</p> |
|--|--|

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律  
(平成二十八年六月三日法律第六十八号)

前文

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 基本的施策（第五条—第七条）

附則

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をこのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

(基本理念)

第三条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

## 第二章 基本的施策

### (相談体制の整備)

第五条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

### (教育の充実等)

第六条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

### (啓発活動等)

第七条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

## 附 則

### (施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

### (不当な差別的言動に係る取組についての検討)

2 不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。